

セネガルにおける非常事態宣言及びダカール州及びティエス州における夜間外出禁止令の発出

【ポイント】

- 1月5日、セネガルのサル大統領は、非常事態宣言を発出しました。
- あわせてダカール州及びティエス州は夜間外出禁止令により、1月6日から当面の間、夜間21時から早朝5時までは外出及び移動が禁止となりますのでご注意ください。
- 今後、追加措置が発出される可能性がありますので、最新の情報入手に努めてください。また不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、引き続き感染予防にご留意ください。
- 引き続きセネガルは、感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

【本文】

1月5日、セネガルのサル大統領は、非常事態宣言を発出しました。あわせてダカール州及びティエス州を対象に夜間外出禁止令が発出されたため、1月6日以降当面の間、夜間21時から早朝5時までの間、外出及び移動が禁止されることとなりますのでご注意ください。

今後、追加措置が発出される可能性がありますので、引き続き領事メールや報道等に留意していただき最新の情報入手に努めてください。

ダカール州、ティエス州を中心としてセネガル全土において新型コロナウイルス感染症の感染者数が高水準にあります。在留邦人の皆さまにおかれては、不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、マスクの着用、うがい、手洗い、換気の励行等引き続き感染予防にご留意ください。

邦人に係る新型コロナウイルス感染症の感染を認知した場合には、大使館にもご一報ください。

引き続きセネガルは感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)